



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

761	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 1
762	社会福祉士及び介護福祉士法による登録研修機関の登録	(障害福祉課)..... 1
763	指定自立支援医療機関の指定	(")..... 2
764	保安林予定森林	(森林整備課)..... 2
765	基本測量の実施	(技術調査課)..... 2
766	公共測量の実施	(")..... 3
767	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 3
768	漁港漁場整備法による特定漁港施設の運営の事業認定	(港湾空港課)..... 3
769	随意契約の相手方の決定	(県議会事務局)..... 4

告 示

和歌山県告示第761号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成25年7月16日まで縦覧に供する。

平成25年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成25年5月16日

2 名称

特定非営利活動法人ひきこもり支援サークルとらいあぐる

3 代表者の氏名

楠本田鶴子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県橋本市清水546番地

5 定款に記載された目的

この法人は、社会的ひきこもりの青年に対して、自立支援に関する事業を行い、社会参加できるように寄与することを目的とする。

和歌山県告示第762号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に規定する登録研修機関を次のとおり登録したので、公示する。

平成25年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

	事業所の	事業所の		事業者の	事業者の主たる	登 録
--	------	------	--	------	---------	-----

登録番号	名称	所在地	実施研修課程	名称	事務所の所在地	年月日
3020002	有限会社ライフ パートナー	海南市小野田1620 -101	第3号研修 (特定の者対象)	有限会社ライフ パートナー	海南市小野田1620 -101	平成 25. 6. 1

和歌山県告示第763号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
さくら薬局	和歌山県有田市宮原町須谷535-1	野呂祐子	平成 25. 6. 1

和歌山県告示第764号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町小皆字十九川145の1、147の1、151から157まで、158の1、159、160の2、160の3、162、163の1、164、164の2、164の3、165から167まで、167の1から167の3まで、168の1、168の2、169、170、171の1、172から174まで、174の1、175、176の1、176の3、177、177の1、178から181まで、181の1、182（次の図に示す部分に限る。）、183の1、183の2、202の1、202の26

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第765号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 作業の種類 基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量

2 作業期間 平成25年6月28日から平成26年3月31日まで

3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第766号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき伊都振興局建設部長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間 平成25年6月10日から同年8月18日まで
- 3 作業地域 和歌山県橋本市の一部、伊都郡かつらぎ町の一部、伊都郡九度山町の一部、伊都郡高野町の一部

和歌山県告示第767号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3218	紀の川市畑野上字城賀269番1の一部	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	平成 25. 6. 4	6. 00	30. 90

和歌山県告示第768号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第2項の規定により、次のとおり特定漁港施設の運営の事業認定をしたので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により告示する。

平成25年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請者の氏名又は名称
徳島県徳島市不動本町三丁目1645番地
株式会社岸化学 代表取締役 岸佐江子
- 2 特定漁港施設の運営の事業の名称
田辺漁港江川地区衛生管理高度化事業
- 3 特定漁港施設の運営の事業の内容
田辺漁港で水揚げされた漁獲物（水産物加工残渣等）と周辺漁港等での漁獲物（水産物加工残渣等）を集約し、漁港内に適地を確保することで、漁獲物（水産物加工残渣等）の早期収集や性状変化を抑制する加工を速やかに行うなど、鮮度を保持した状態でその物をレンダーリング処理場に出荷することができる。その結果、より優良なりサイクル製品（魚油、魚粉等）へ加工が可能となる。
また、これらにより、田辺漁港はもとより周辺地域漁港等の衛生面の向上を図り衛生管理の高度化に資する。

4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模及び構造

特定漁港施設名	規 模	構 造
水産物冷凍加工施設	432.35㎡	鉄筋コンクリート造り2階建て

加工処理施設	543.58㎡	鉄骨平屋建て
施設用地	1,260.13㎡	

5 貸付期間及び利用形態

(1) 貸付期間

平成25年6月1日から平成35年3月31日まで

(2) 利用形態

基本的には、貸付けを受ける施設の現状を変更することなく使用する。ただし、経年劣化及び塩害等により腐蝕し、施設の利使用上、安全が確保できない箇所は、貸付けを受けた後、借受人において修繕する。

6 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項

申請者は平成24年11月13日に法人設立されたものであり、役員の一である岸小三郎は個人事業主（岸化学）として、平成21年3月26日から当該施設を県から賃借し同様の事業を行っていた。

今回、岸化学が法人化したことにより、新たに認定申請書を提出したものである。

7 縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理の経過

平成25年4月12日から同月19日まで和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港課及び西牟婁振興局建設部において公衆の縦覧に供した。

縦覧期間中における意見書の提出はなかった。

8 認定の理由

漁港漁場整備法第37条の2第2項に定める事業者の認定基準に適合しているとともに、田辺漁港における衛生面の課題解決、更には高度化を図ることができ、水産物加工残渣の完全リサイクルによる再資源化など循環型社会の形成を推進することができる。

和歌山県告示第769号

平成25年度県議会広報テレビ番組の制作及び放送事業の委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年6月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

平成25年度県議会テレビ広報番組の制作及び放送事業 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県議会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成25年5月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ和歌山

和歌山市栄谷151番地

5 随意契約に係る契約金額

35,668,500円（うち消費税及び地方消費税の額1,698,500円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により
随意契約する。